

手続費用の支援に関する規則改正

現行	改正案
第4条（手続費用支援の額）	
手続費用支援の額は、1事案1当事者につき300,000円を上限とする。	手続費用支援の額は、1事案1当事者につき300,000円 <u>（税別）</u> を上限とする。
第6条（手続費用支援審査委員会）	
1～9 省略 10 当機構は、委員会の開催に必要な経費を負担する。	1～9 省略 10 当機構は、委員会の開催に必要な経費を負担する。 <u>11 当機構は、委員会が答申を作成し代表理事にその結果を通知した後、委員に10,000円（税別）を謝金として支払う。</u>
附則	
附則1～2 省略 附則3 この規則は2012年6月19日から施行する。	附則1～2 省略 附則3 この規則は2012年6月19日から施行する。 <u>附則4 この規則は2014年4月1日から施行する。</u>